事例No.	1505
公表年度	R3
団体の属性	都道府県
団体名	新潟県

事例区分	公営企業

タグ	・交通事業 ・新たな政策手法の確立・活用 ・組織改革

事例種類	包括的民間委託

事例内容・タイトル

新潟港コンテナターミナルにおける港湾運営会社制度の導入ー「民の視点」を港湾運営に導入し、競争力を強化ー

出典

雑誌「公営企業」先進事例紹介（令和３年６月号）

先進事例紹介



新潟港コンテナターミナルにおける港湾運営会社制度の導入
―「民の視点」を港湾運営に導入し、競争力を強化―

新潟県交通政策局　港湾整備課

1．新潟港コンテナターミナルの沿革

新潟港（現在の西港区）は、信濃川の河口にあって、平安時代から蒲原津として米などの諸物資の集散がみられたと記録されています。江戸時代には北前船の寄港地として交易上重要な位置を占め、明治元年には日米修好通商条約によって五港の一つとして開港した歴史ある国際港です。

昭和30年代、新潟港（西港区）の周辺は都市化が進み、港湾の拡張や近代工業の立地が困難となっていました。経済成長が進む中、新潟港をより競争力のある港湾にするため、新規の工業用地と港湾とを一体にした臨海工業地域の造成が望まれ、昭和37年度に大型船舶が利用可能な掘り込み式の港湾の建設と臨海工業地帯を形成する「東港開発計画」が策定されました。昭和38年に建設が着手され、日本海沿岸の工業開発の拠点として整備が進み、昭和44年に新潟東港が開港しました。

新潟東港において、昭和55年に初の外航コンテナ船（トランスシベリアコンテナ航路）が就航し、昭和58年にはガントリークレーン１号機が完成しました。年々増加するコンテナ需要に対応するため、平成８年にスーパーガントリークレーン３号機が完成し、本格的な国際コンテナターミナルが共用開始しました。コンテナ航路は年々増加し、現在は対岸貿易を中心とした韓国航路、中国航路を有し、日本海側最大のコンテナ物流拠点として発展を続けています。

2．港湾運営会社制度導入前の運営状況

新潟東港県管理施設の利用における公共性及び公益性の確保を目的として、平成８年５月に㈱国際貿易ターミナルが県の主導により設立されました。県が44.5％を出資する第３セクターであり、株主は県、４市１町、民間40社でした。

平成18年度からは県と指定管理協定を締結

新潟港コンテナターミナルの沿革

年号（西暦）	記　　事
明治元年（1868）	新潟港（現在の西港区）が函館、神奈川、兵庫、長崎とともに五港の一つとして開港
昭和26年（1951）	重要港湾の指定を受ける
昭和38年（1963）	新潟東港建設工事開始
昭和44年（1969）	新潟東港開港
昭和55年（1980）	外航コンテナ船就航（トランスシベリアコンテナ航路）
昭和58年（1983）	コンテナ荷役用ガントリークレーン完成
昭和59年（1984）	内航コンテナ船就航
昭和63年（1988）	台湾、香港、韓国を結ぶコンテナ航路（東南アジア航路）開始 韓国釜山港との間にコンテナ航路（釜山航路）開始
平成７年（1995）	中国とのコンテナ航路（中国航路）開始 日本海側唯一の「中核国際港湾」として位置づけられる。
平成８年（1996）	新潟県地域輸入促進計画（新潟 FAZ 計画）承認
平成９年（1997）	東南アジアとのコンテナ航路（東南アジア航路）開始
平成11年（1999）	韓国、北朝鮮を結ぶ北東アジアコンテナ航路開始
平成18年（2006）	コンテナ取扱量が年間16万 TEU を超える。
平成23年（2011）	国際拠点港の指定を受ける。 日本海側拠点港（総合的拠点港及び国際海上コンテナ部門と LNG 部門の２部門）に選定される。
平成24年（2012）	中国・釜山を結ぶコンテナ航路（中国・釜山航路）開始
平成26年（2014）	㈱新潟国際貿易ターミナルをコンテナふ頭の運営会社に指定
令和元年（2019）	新潟東港開港50年

し、指定管理者としてコンテナターミナルを運営していましたが、次のような課題がありました。

○　指定管理者制度の活用手法に関する課題

利用料金制を採用しておらず、収入のうち約３割が県からの指定管理料となっていました。そのため、民間事業者の創意工夫や、取扱量の増加に対するインセンティブなどが働きにくい仕組みとなっており、指定管理者制度のメリットが十分に発揮されていませんでした。

○　ポートセールス推進に関する課題

港湾運営の戦略企画機能、荷主・船社への営業機能を担う部署を有しておらず、創意工夫を活かすための体制整備に改善の余地がありました。

○　情報提供に関する課題

臨時稼働や時間延長などの取扱いに関する情報が不十分であり、船舶の遅延に関する情報伝達が遅いなど、情報提供に関する非効率が発生していました。

３．コンテナターミナル民営化に向けた取組

(1)　民営化計画の策定

平成23年度から平成24年度にかけて有識者による「新潟港コンテナターミナル民営化計画策定委員会」を設置し、先進事例調査、関係機関の意見把握などを行い、民営化の基本的な条件等をまとめた計画を策定しました。

ア　新潟港コンテナターミナル民営化計画策定委員会

委員10名

所　　属	役　　職
神戸大学	名誉教授
新潟大学	准教授
逸見公認会計士事務所	所長
㈱日本政策投資銀行	新潟支店長
新潟商工会議所	国際貿易委員長
新潟経済同友会	専務理事
NYK Container Line㈱	取締役
㈱リンコーコーポレーション	代表取締役
日本通運㈱	新潟支店長
富士運輸㈱	代表取締役

オブザーバー２名

所　　属	役　　職
㈱新潟国際貿易ターミナル	専務取締役
北陸地方整備局	港湾空港部長

イ　民営化計画の概要（平成24年９月公表）

１　港湾運営会社の母体について

○　新潟港コンテナターミナルの競争力強化にノウハウを持った運営会社を母体とする。

・公募による事業者選定（広く民間から提案募集）

・船社、港運事業者、金融機関等によるコンソーシアムを想定

・新設会社の場合には、㈱新潟国際貿易ターミナルから荷役機械等を買い取る資金が必要

２　民営化に当たっての基本条件について

(1)　施設等の管理責任

○　「防波堤」「航路・泊地」の国・県が所有・管理するものを除き、土地や港湾施設を港湾運営会社が一括管理する。

○　港湾施設・設備を30年間港湾運営会社に貸し付ける。

(2)　港湾運営会社の業務範囲

○　現在の指定管理者である㈱新潟国際貿易ターミナルが実施している業務

○　その他の業務

・荷主、船社等への営業活動

・利用者ニーズに対応した流通施設などの運営

・コンテナターミナルの運営と関連する事業の実施は関係する事業者と協議・検討

(3)　公共性の確保

○　確保すべき公共性

・埠頭施設の公共的貸付（パブリック・ユース）

・耐震岸壁などのテロ・災害時の利用

・不当な差別的扱いや著しく不適切な料金設定の排除

○　港湾運営会社制度による公共性の確保

・港湾法による規制

・国のガイドライン

・長期貸付契約等における契約解除条項

・県等の出資におけるガバナンスの補完

(4)　港湾施設貸付料

○　貸付料の体系・水準は港湾運営会社（応募者）から提案

○　県債償還のため、一定水準は確保する必要があるが、その具体的な体系・水準については、港湾運営会社（応募

者）と協議により決定する。

3　民営化スケジュール

○　マーケットサウンディングの実施結果を踏まえて募集要項を策定、年内に公募を開始する。

○　民営化の移行時期は平成26年４月を目途にする。

(2)　マーケットサウンディングの実施

ア　実施期間

平成24年11月１日～11月21日

イ　対象事業者

114社　うち㈱新潟国際貿易ターミナル

出資者　40社

その他一般企業　74社

ウ　アンケート結果

回答企業　49社（回収率43.0％）

・参画に興味あり　14社

・参画に興味なし　35社

エ　ヒアリング調査

アンケートで「参画に興味あり」と回答した企業に対し、コンテナターミナルにおいて想定している業務内容や競争力強化に必要な取組等について意見を聴取しました。

(3)「新潟港・港湾運営会社候補事業者選定委員会」の開催

有識者による委員会を設置し、コンテナターミナルの民営化について、港湾運営会社候補事業者の募集要項の検討、選定基準、審査方法の検討を行うとともに公平性、客観性を確保した候補事業者の選定を行いました。

新潟港・港湾運営会社候補事業者選定委員会
委員４名

所　　属	役　　職
神戸大学	名誉教授
新潟大学	准教授
逸見公認会計士事務所	所長
一般社団法人新潟港振興協会	専務理事

4．港湾運営会社の公募

平成25年５月22日に港湾運営会社の公募を開始しました。

(1)　募集要項の概要

1　県が示す応募者の条件

・港湾法の議決権の大口保有制限（20％未満）に抵触しない者であること

・港湾・物流等の関連業務の実績等を有するものであること（未設立法人の場合は実績を有している企業が参画していること）

2　県が示す貸付条件

(1)　港湾運営会社の業務

・県から貸付を受ける行政財産の運営、維持管理計画等に基づく維持管理及び更新

・県から貸付を受ける行政財産以外の施設（荷役機械、保管施設、荷捌施設等（インランド・デポ施設を含む））の保有、維持管理、整備、賃貸

・上記に係る施設利用料の設定、徴収

・税関等の検査場指定に関する業務

・荷主、船社等に対する営業活動

・その他港湾運営会社が自らの責任と判断において実施する事業

(2)　県の役割

・行政財産の貸付

・港湾法及び関係法令に基づく監督、認可、命令等
・ヤード拡張整備、当面のガントリークレーンの更新
・岸壁本体の更新
・港湾運営会社が実施する営業活動に対する支援
・国際船舶・港湾保安法に基づく保安業務
・港湾法第55条の８に定める事項（港湾施設の建設等にかかる資金の無利子貸付）及びその他の港湾運営会社に対する協力等

(3) **事業期間**

・10年以上30年以内

(4) **公共性の確保**

・埠頭施設を公共的使用(パブリックユース）に供すること
・テロ・災害時の利用を確保すること
・特定の利用者に対する不当な差別的取扱いや、社会的経済的事情に照らして著しく不適切な料金設定を行わないこと

(5) **施設の保有・整備**

県：運営会社への行政財産の貸付、ヤード拡張、ガントリークレーンの更新・増設、岸壁本体の更新

運営会社：貸付を受ける行政財産の維持管理・更新（上記の県が実施するものを除く)、事業運営に必要な資産の保有・管理・更新

(6) **港湾の競争力強化**

・効率的なターミナルの一体運営の促進、利用時間の拡大、集荷の促進　など
・民間企業経営の知識・経験を有する経営者、営業戦略の構築、営業活動を行う組織の整備　など

(7) **行政財産の貸付条件**

・貸付期間は10年以上30年以内
・貸付料は応募者からの提案を受け別途協議、必要に応じて５年を目途に見直し

(8) **出資関係**

・県等の地方公共団体の出資は応募者の提案を受け、協議により決定
・民間出資比率：原則として２分の１超

(9) **リスク分担**

・コンテナターミナルの運営事業に伴うリスクは、基本的には港湾運営会社が負い、県の責めに帰する事由がある場合は県が負うものとする。

(2) **募集要項説明会**

募集要項説明会を平成25年６月４日に開催し、３社が参加しました。

(3) **応募の状況**

参加資格確認申請・提案書の提出があったのは１社でした。

５．候補事業者の決定

選定委員会の審査結果報告書（平成25年10月21日付け）を踏まえて、平成25年11月８日に県として候補事業者を㈱新潟国際貿易ターミナルに決定しました。

６．港湾運営会社の指定

港湾運営会社指定申請書が平成26年１月15日に㈱新潟国際貿易ターミナルから県に提出され、申請書の縦覧、国による港湾運営会社の指定同意を経て、同年３月７日に県による港湾運

営会社の指定を行いました。

7．港湾運営会社制度導入の日程

港湾運営会社制度導入の全体の日程は以下のとおりです。

平成25年

5月22日　公募開始
6月4日　説明会開催
6月12日～14日　募集要項に関する質問受付
6月24日　質問に対する回答の公表
7月5日　参加資格確認書類の提出締切
7月12日　参加資格審査結果の通知
7月16日～26日　提案事項に関する質問受付
8月21日　公募の締切
11月8日　優先交渉権者の選定、審査結果の通知
11月11日　基本合意の締結

平成26年

1月15日　港湾運営会社指定申請書の提出
1月17日　指定申請書の縦覧の事前広告
1月21日～2月3日　指定申請書の縦覧
2月5日　国への港湾運営会社の指定同意申請
2月24日　国による港湾運営会社の指定同意
3月7日　県による港湾運営会社の指定
3月31日　長期貸付契約の締結
4月1日　港湾運営会社の業務開始

8．港湾運営会社移行に伴う県との関わり

(1)　出資比率の変更

県の株式を譲渡して民間出資比率を1/2超とし、民の視点による経営を実施しています。

自治体（県市町）57.2%、民間42.8%

↓

自治体（県市町）49.9%、民間50.1%

(2)　民間企業経験者が社長に就任

代表取締役社長を副知事から民間企業経営者として十分な知識・経験を有する者へ交代しました。

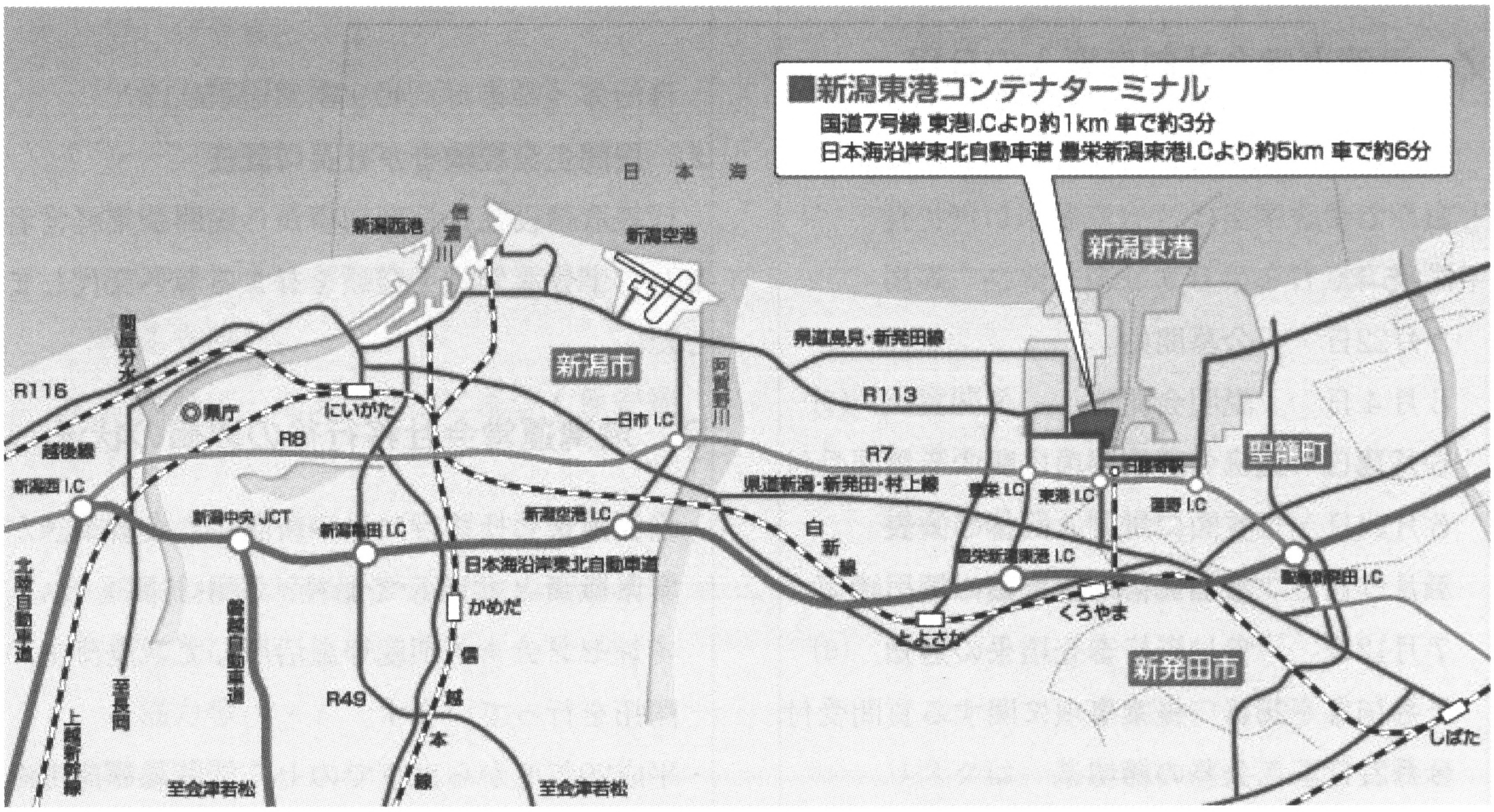
9．港湾運営会社移行後の取組の状況

・港湾運営会社移行に伴い新設された営業課が本県職員と共同して船社・荷主訪問を行い、インセンティブ制度等を活用して新規荷主の開拓を行っています。
・平成29年度から東京でのセミナー及び荷主を招いた現地説明会を本県と共同で実施しています。
・北国のハンデとなる降雪期においても、安定したコンテナターミナル運営を行うため、「総合的降雪対策プロジェクト」として融雪施設の整備を行っています。

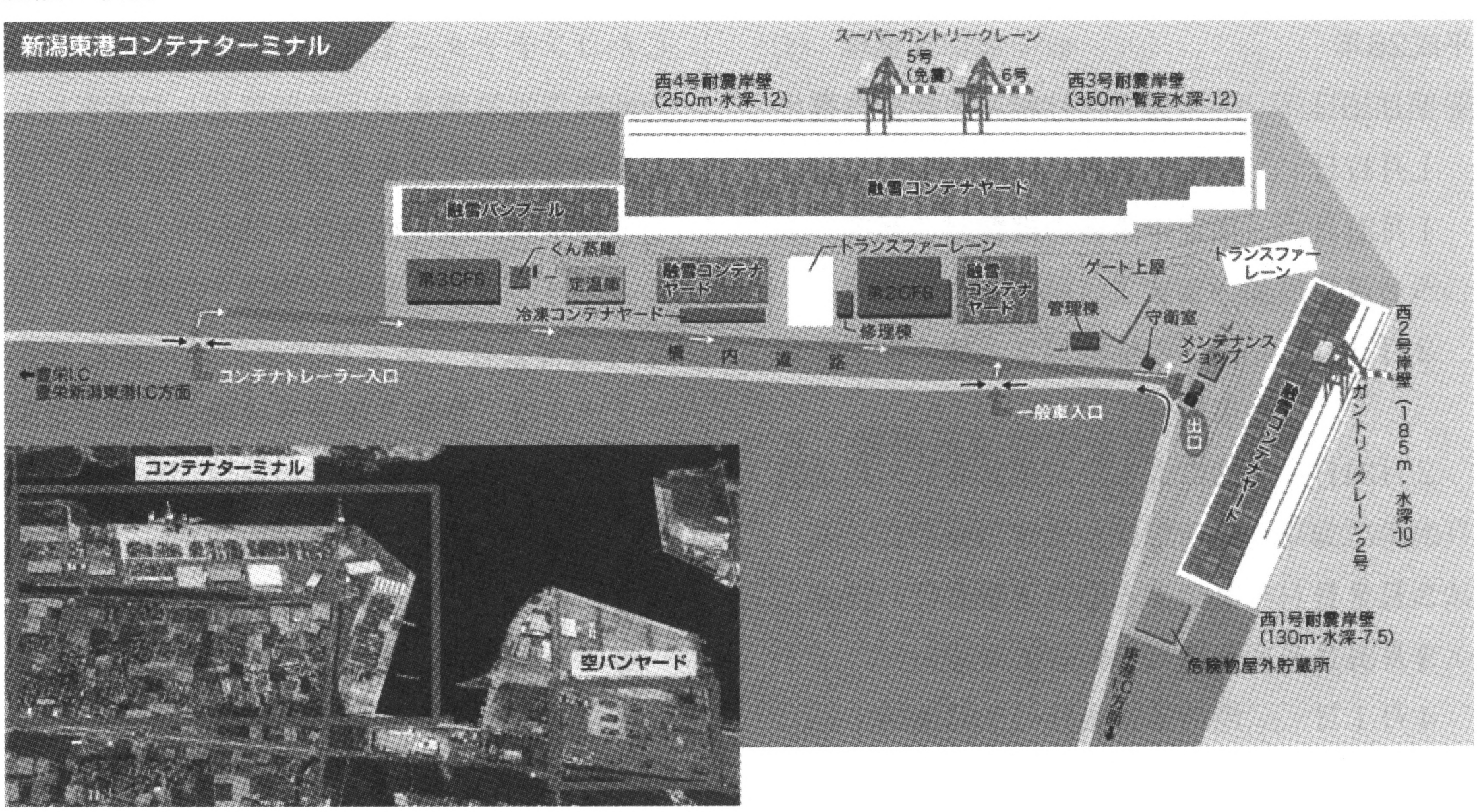
10．今後に向けて

港湾運営会社である株式会社新潟国際貿易ターミナルは、令和3年5月に設立25周年を迎えました。現在のコンテナ取扱量は約18万TEUであり、本州日本海側最大の取扱量です。今後も民の視点、民の発想を経営に活かし、より一層ポートセールスによる集荷に努め、航路の充実を図り、我が国の日本海側の玄関口として、さらなる利用者の利便性向上につながるよう、令和元年度に50周年を迎えた新潟東港とともに発展していくことが期待されます。

新潟東港コンテナターミナルの位置



施設の状況



新潟東港コンテナヤードの様子



降雪を感知すると自動的に散水し、雪を溶かすヤード

